

○大野市環境保全条例
昭和49年4月1日
条例第16号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)
第2章 環境保全に関する施策(第6条—第13条)
第3章 公害発生源の規制
第1節 指定工場等に関する規制(第14条—第26条)
第2節 地域の環境を阻害する行為に関する規制(第27条—第34条)
第4章 大野市環境保全対策審議会(第35条—第42条)
第5章 雑則(第43条—第48条)
第6章 罰則(第49条—第53条)
附則

第1章 総則
(目的)

第1条 この条例は、大野市環境基本条例(平成10年条例第1号。以下「環境基本条例」という。)第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境保全に必要な事項及び公害の未然防止に関し必要な事項を定めるとともに、大野市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 人の生活に関する環境のほか、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物をいう。
- (3) 公害 環境基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。
- (4) 記念物等 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第4号、福井県文化財保護条例(昭和34年福井県第39号)第2条第4号及び大野市文化財保護条例(昭和43年条例第11号)第2条第4号に規定する記念物その他由緒由来があるもの又は学術的価値があるもので、市民に親しまれている遺跡、名勝地並びに動植物、地質及び鉱物をいう。
- (5) 指定工場等 工場又は事業場(以下「工場等」という。)で規則で定めるものをいう。
- (6) 規制基準 指定工場等において排出し、又は発生する汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭(以下「汚水等」という。)についての濃度又は程度の許容限度に関する基準をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、良好な環境の保全に努めることにより、市民の健康で文化的な生活を確保しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら良好な環境を損なう行為をせず、その所有又は管理に属する土地、建物について、積極的に周辺の環境美化に努めることにより、適正な管理を行わなければならない。

2 市民は、環境を破壊する行為を監視することにより、地域の環境保全に努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、環境破壊を防止するため、自己の責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令等の規定に違反しないことを理由に、環境保全に関する最大限の努力を怠ってはならない。

3 事業者は、公害防止に必要な知識を習得し、従業者に対し公害防止その他必要な環境保全に関する教育を行わなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境保全に関する施策について、積極的に協力しなければならない。

第2章 環境保全に関する施策

(環境基準の設定)

第6条 市長は、市民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の基準を定めるものとする。

2 市長は、前項の基準を定めるに当たっては、大野市環境保全対策審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

第7条 削除

(環境保全施設の整備)

第8条 市長は、良好な生活環境を確保するため、都市排水路、公共下水道、緑地及び公園等の都市施設を整備するとともに、土地利用計画に基づき工場その他公害発生のおそれのある施設の移転、集団化等の促進を図らなければならない。

(環境保全対策及び措置)

第9条 市長は、事業者が用地造成(大規模構築物の建設、宅地開発、鉱物土石の採取及び木竹の伐採を含む。)の事業を行う場合において、地域の良い環境を破壊するおそれがあると認めるときは、事前に事業計画の提出を求め、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、事業者が建築物等を建築する場合において、良い環境を保全し、増進していく必要があると認めるときは、緩衝地域の設置及び建ぺい率等について、適切な指導をすることができる。

(自然環境の保全)

第10条 市長は、自然環境を保全する必要があると認める地域を、自然環境保全地域として指定し、一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した地域について、自然環境の破壊を防止するための計画を策定するものとする。

3 第6条第2項の規定は、第1項の自然環境保全地域を指定し、変更し、又は廃止する場合に準用する。

(記念物等の保全)

第11条 市長は、郷土を代表する記念物等を積極的に保全することにより文化の形成及び発展に努めなければならない。

2 市長は、前項の目的を達成するため、区域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(調査、監視及び公表)

第12条 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況及び廃棄物の処理状況その他環境を破壊するおそれのある行為について、常に調査、監視しなければならない。

2 市長は、前項の調査、監視によって明らかになった事項を、必要に応じて市民に公表するものとする。

(事業者に対する助成等)

第13条 市長は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置又は改善につき、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

第3章 公害発生源の規制

第1節 指定工場等に関する規制

(規制基準の設定)

第14条 規制基準は、規則で定める。

2 規制基準は、地域又は水域の特殊性、時間の区分等に応じて定めることができる。

3 第6条第2項の規定は、前項の規制基準を設定し、変更し、又は廃止する場合に準用する。

(規制基準の遵守義務)

第15条 指定工場等の設置者又は指定工場等において汚水等を排出し、若しくは発生させる者(以下「指定工場等設置者」という。)は、規制基準に適合しない汚水等を指定工場等から発生させ、又は排出してはならない。

(燃料基準の遵守義務)

第16条 指定工場等設置者は、いおう酸化物による大気汚染を防止するため、規則で定める燃料基準(燃料中におけるいおうの含有率をいう。以下同じ。)に適合する燃料を使用しなければならない。

(集じん装置の設置)

第17条 指定工場等設置者で、ばい煙を発生する施設を設置する者は、大気汚染による公害を防止するため、当該施設に規則で定める集じん装置を設けなければならない。

(地下浸透防止施設の設置)

第18条 指定工場等設置者で、汚水若しくは廃液又は油類(以下「廃液等」という。)を排出するものは、廃液等の地下浸透又は流失により公害を発生させないため、規則で定める地下浸透防止施設を設けなければならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第19条 市長は、規制基準の定めがない汚水等についても、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(指定工場等の届出)

第20条 指定工場等を設置しようとする者は、その工事開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その代表者の氏名)

(2) 指定工場等の名称及び所在地

(3) 建物又は施設の構造、配置及び使用方法

(4) 公害防止の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(経過措置)

第21条 1の工場等が、指定工場等となった際、現に指定工場等設置者である者(設置の工事中を含む。)は、その工場等が指定工場等となった日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を、市長に届け出なければならない。

(変更届)

第22条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第20条第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前2条の規定による届出をした者が、その届出に係る第20条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があった

とき、又は指定工場等を廃止したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第23条 市長は、第20条又は前条第1項の規定による届出があった場合において、届出に係る指定工場等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出を受理した日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、届出事項に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

- (1) 汚水等が第14条第1項に定める規制基準に適合しないとき。
- (2) 第16条に定める燃料基準に適合しない燃料を使用するとき。
- (3) 第17条に定める集じん装置を設置しないとき。
- (4) 第18条に定める地下浸透防止施設を設置しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業活動が著しく地域周辺の環境を破壊するとき。

(改善勧告及び改善命令)

第24条 市長は、指定工場等が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、指定工場等設置者に対し、期限を定めて、施設等の構造、配置、使用方法その他公害防止方法等の改善について、必要な措置をとるよう勧告し、若しくは改善を命じ、又は作業の一時停止を命ずることができる。

- (1) 汚水等が第14条第1項に定める規制基準に適合しないとき。
- (2) 第16条に定める燃料基準に適合しない燃料を使用しているとき。
- (3) 第17条に定める集じん装置を設置していないとき。
- (4) 第18条に定める地下浸透防止施設を設置していないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業活動が著しく地域周辺の環境を破壊しているとき。

(事故時の措置)

第25条 指定工場等設置者は、事故により工場から公害を発生させたとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、事故発生の日から起算して30日以内に、再発防止のための措置に関する計画を、市長に提出しなければならない。

(緩衝地域の設置)

第26条 指定工場等を設置し、又は増改築しようとする者は、騒音、振動又は悪臭等の公害を防止するため、緑地帯等の緩衝地域を設けることにより、周辺地域の良好な環境保全に努めなければならない。

2 都市計画区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条)以外において指定工場等を設置しようとする者は、当該工場の建築面積の敷地面積に対する割合が、10分の6を超えることのないよう努めなければならない。

(開発行為に関する届出の準用)

第26条の2 第20条から前条までの規定は、次に掲げる開発行為(樹木の伐採、山林及び河川の形状変更、土地の形状変更、土石の採取、建物その他工作物の設置、風致景観の損壊をいう。)をしようとする者に準用する。ただし、国、県及び市が施行する工事並びに住居に供する目的で建設する工事については、この限りでない。

- (1) 1,000平方メートル以上の土地造成
- (2) 延床面積が500平方メートル以上の建造物の建設
- (3) その範囲が1,000平方メートル以上にわたる土砂又は砂利採取
- (4) 産業廃棄物の処理施設の建設及び500平方メートル以上の埋立等の処理
- (5) 道路等及び橋梁の開設

第2節 地域の環境を阻害する行為に関する規制

(屋外作業の制限)

第27条 事業者は、規則で定める場合を除き、屋外において騒音又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

(日照権の保護)

第28条 建築物を建築しようとする者は、当該建築物が近隣の建築物に及ぼす日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により、近隣の住民の生活環境に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(放送電波受信障害の防止義務)

第29条 中高層建築物を建築した者は、その建築物により近隣住民のテレビジョン又はラジオの放送電波の受信に著しい障害が生ずるときは、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

(印刷物等配布者の清掃義務)

第30条 何人も道路、公園、広場その他公共の場所において印刷物その他の物を公衆に配布し、又は貼付したときは、散乱した印刷物を除去する等当該場所の清掃に努めなければならない。

(夜間騒音の防止)

第31条 何人も、夜間(午後10時から翌日午前6時までをいう。)において、騒音により周辺の生活環境を損なうことのないように努めなければならない。ただし、祭礼その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(悪臭を発生する行為の制限)

第32条 何人も、人家が密集する地域において、動植物の残滓を放置する等著しく不快な臭気を発生する行為をしてはならない。

2 何人も、ふん尿等を田畑に散布するときは、悪臭の発散及びハエ等の発生を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水路等の汚染防止)

第33条 何人も、河川水路、下水路等に周辺地域における住民の生活環境が損なわれるような物質、汚水及び油類を投棄し、又は排出してはならない。

(停止、勧告等)

第34条 市長は、第27条から前条までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の停止その他必要な措置を勧告することができる。

第4章 大野市環境保全対策審議会

(設置)

第35条 大野市の環境保全対策に関する基本的事項を調査審議するため、大野市環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第36条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 住民代表

(3) 関係行政機関代表

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第37条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、議事に関係ある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第39条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査審議するため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(幹事)

第40条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員の中から、市長が任命する。

3 幹事は、会長の指揮を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第41条 審議会の庶務は、民生環境部市民生活課において行う。

(委任)

第42条 第35条から前条までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(公害防止協定)

第43条 市長は、公害を未然に防止するため必要と認めるときは、事業者と公害防止に関する協定を締結することができる。

2 市長は、市民が事業者と公害防止に関する協定を締結しようとするときは、資料の提供等必要な協力をしなければならない。

3 事業者は、公害防止に関する協定を締結したときは、当該協定事項を誠実に履行しなければならない。

(紛争の処理)

第44条 公害に係る紛争が生じ、その解決が容易でないときは、紛争の当事者は、市長に紛争の調整を申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立てを処理するため、公害紛争調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置くことができる。

3 調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告の徴収)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定工場等設置者に対し、当該工場等の状況その他必要な事項の報告をさせることができる。

(立入検査)

第46条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に指定工場等に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(環境上の障害の防止)

第47条 市長は、事業活動その他の活動に伴って生ずる環境上の障害により、人の健康又は地域の環境に著しい影響が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、これを防止するため必要な措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第49条 第23条又は第24条(第26条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第50条 第20条(第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条(第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第22条第1項(第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第46条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第2項(第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第25条第1項及び第2項(第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第45条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、第49条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条から第26条まで、第34条、第44条から第47条まで及び第49条から第53条までの規定は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第16号で昭和49年9月30日から施行)

(大野市公害対策審議会条例の廃止)

2 大野市公害対策審議会条例(昭和47年条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に工場等を設置している者で、第21条の規定による届出をした者に係る第24条の規定は、この条例施行の日から2年間は適用しない。

4 この条例施行の際、現に工場等を設置している者で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法及び福井県公害防止条例の規定による届出をした者は、第21条の規定による届出をしたものとみなす。

(和泉村の編入に伴う経過措置)

5 第26条の2の規定は、当分の間、大野市と和泉村の合併により大野市に編入する旧和泉村の区域について適用する。

附則(昭和49年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附則(昭和58年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附則(昭和61年条例第7号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附則(昭和62年条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附則(平成4年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成8年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成8年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成10年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成13年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成17年条例第114号)

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附則(平成19年条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成24年条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成25年条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。